

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

蟹江町長

## 公表日

令和8年1月6日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者に係る届出の受理、届出についての審査、届出に対する応答</li> <li>②被保険者証、認定証の交付・再交付・返還受理</li> <li>③介護給付、予防給付、特別給付の支給</li> <li>④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答</li> <li>⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答</li> <li>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答</li> <li>⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答</li> <li>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更</li> <li>⑨保険給付の支払の一時差止め</li> <li>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例</li> <li>⑪保険料の賦課、徴収</li> </ul> <p>申請、届出等は窓口、郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能で受領する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>⑫地域支援事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。</li> </ul> <p>〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険システム</li> <li>2. 住民記録システム</li> <li>3. 中間サーバー</li> <li>4. 統合宛名管理システム</li> <li>5. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)</li> <li>6. マイナポータル申請管理システム</li> <li>7. 申請管理システム</li> <li>8. 介護情報基盤</li> </ol>

### 2. 特定個人情報ファイル名

1. 介護保険情報ファイル
2. 住民基本台帳ファイル
3. 統合宛名ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項 別表100の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「主務省令」という。)第50条</li> <li>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</li> </ol>
--------	---

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">[      実施する      ]</div> <div style="text-align: center; font-size: small;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>1) 実施する</span> <span>2) 実施しない</span> <span>3) 未定</span> </div>
--------	---

②法令上の根拠

(情報照会の根拠)

- ・番号法第19条第7号及び第8号 別表 100の項
- ・主務省令 第50条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「19-8主務省令」という。) 第2条の別表中第131、132の項 第133条、第134条

(情報提供の根拠)

- ・番号法第19条第7号及び第8号 別表 100の項
- ・主務省令 第50条
- ・19-8主務省令 第2条の別表中第132の項 第134条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 政策推進課 Tel:0567-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 介護福祉課 Tel:0567-95-1111
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>		
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムにおいて、特定個人情報の登録、閲覧を行える権限を持った職員を限定している。 また、権限を持った職員においても指紋認証により、特定個人情報へのアクセスを管理している。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日	令和7年11月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和7年12月15日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日	令和7年11月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和7年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付・要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、届出についての審査、届出に対する応答 ②被保険者証、認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付、特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払いの一時差止め ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ⑪保険料の賦課、徵收 申請、届出等は窓口、郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能で受領する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には予防給付を行ふとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、届出についての審査、届出に対する応答 ②被保険者証、認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付、特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ⑩保険料の賦課、徵收 申請、届出等は窓口、郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能で受領する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	介護情報基盤関係事務の実施
令和7年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 介護保険システム 2. 住民登録システム 3. 中間サーバー 4. 統合宛名管理システム 5. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 6. マイナポータル申請管理システム 7. 申請管理システム</p>	<p>1. 介護保険システム 2. 住民登録システム 3. 中間サーバー 4. 統合宛名管理システム 5. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 6. マイナポータル申請管理システム 7. 申請管理システム 8. 介護情報基盤</p>	事前	介護情報基盤関係事務の実施
令和7年12月15日	I 関連情報 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	蟹江町役場 総務課	蟹江町役場 政策推進課	事後	令和7年4月1日に担当係が移管したため修正